

地域内交通の手引「みんなでつくる 地域の交通」のアップデートについて

1 作成の目的

本市では令和6年6月に地域内交通導入の手引として「みんなでつくる 地域の交通」(以下「本編」という。)を策定し地域の移動ニーズに対応した交通体系を構築する後押しを行っている。

また、国においては令和6年7月に国土交通省「交通空白」解消本部を設置し、「交通空白」の解消に向けて早急に対応するための取組を進めている。

加えて、全国では、交通サービスの維持・確保のため、「自助」と「公助」の間を埋める新しい仕組みとして、地域住民が運転手などの役割を担ったり、地域の自治会や企業が運行経費の一部を負担する「共助」の仕組みの導入が進んでおり、今後は、「自助」・「共助」・「公助」の組み合わせによる交通サービスの維持・確保を検討する必要がある。

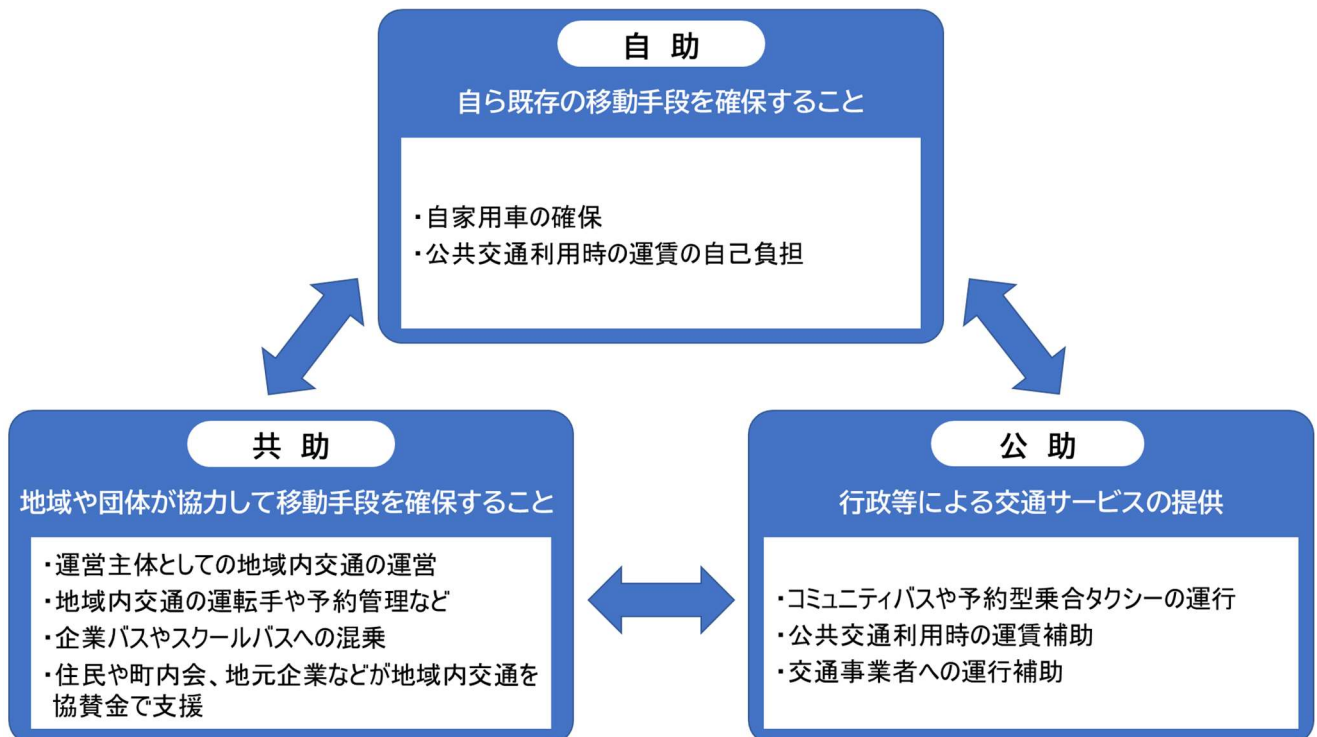
本市においても、今後、各地域の移動ニーズに対応した持続的な交通体系を構築するためには、地域住民の主体的な参画が不可欠であり、具体的には、町内会などが運行主体となり、地域住民が運転手の役割を担う「共助交通」の取組みが重要となる。

そこで、「共助交通」の具体的な検討、導入、運営を行うためのガイドラインとして、本編に加え、「共助による地域内交通」編の策定を進めている。

2 手引き(案)の概要(詳細は資料3-2を参照)

共助による地域内交通とは

- 「共助による地域内交通」編における「自助」・「共助」・「公助」の定義



- 制限があり登録が必要な「自家用有償運送(公共ライドシェア)」と道路運送法の規制のない「無償運送」があることを説明。
- 本市における地域内交通の検討の際には、まずは公共ライドシェアなどの「共助交通」の導入の可能性について検討し、その実現が困難な場合には「共助」の取組を組合わせた「公助交通」の導入を検討することを明記。

自家用有償運送（公共ライドシェア）とは

- 自家用有償運送（公共ライドシェア）の概要、分類（「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」）などについて説明。事業者協力型などについても説明
- 混同しやすい「日本版ライドシェア」についてはコラムで内容を紹介。

交通空白地自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の登録要件等

- 交通空白地の考え方、使用する自動車、運行管理の体制、運転者の資格要件、旅客から収受する対価などについて説明

道路運送法の許可又は登録を要しない運送

- 無償運送、地縁団体の会員が負担する会費で行う運送サービスについて紹介

検討開始から実現までの流れ

- 検討から本格運行までのプロセスを紹介

3 発行時期

令和 7 年 3 月下旬（予定）